

横浜シーサイドHAMクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、横浜シーサイドHAMクラブと称し、YSSCを略称とする。

(本部及び事務局)

第2条 社団法人JJ1ZBOを本部に設置する。本会の本部は会長宅に、事務局は事務局長宅に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、趣味としてアマチュア無線を共に楽しむ仲間の相互交流・親睦を目的とし、移動運用等の本会活動を通じ、無線技術の向上を図る。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 移動運用の実施
- (2) 無線技術の向上に係る勉強会の実施
- (3) 会員交流イベントの実施
- (4) オンエアミーティングの実施
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事故責任)

第4条 本会活動中に起きた事故、怪我については、すべて本人の責任とする。

(活動年度)

第5条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種別と資格)

第7条 会員は、正会員、準会員、ジュニア会員の3種類とする。

第8条 正会員とは、電波法に規定するアマチュア局の従事者免許証を有する18歳以上の個人とする。

第9条 準会員とは、将来、従事者免許証を取得しようとし、無線に興味を持つ18歳以上の者がいい、ジュニア会員とは、電波法に規定するアマチュア局の従事者免許証を有する、または、将来、従事者免許証を取得しようとし、無線に興味を持つ18歳未満の者とする。ただし、準会員及びジュニア会員は総会での議決権をもたない。

(入会)

第10条 本会の会員になろうとするときは、入会申込書(様式1)及び従事者免許証の写し

(正会員及びジュニア会員)の提出をもって申し込む。なお、ジュニア会員については、親権者の同意書の記載を必要とする。

(入会要件)

第10条の2 本会への入会は、本会活動に2回以上参加(オンエア・オンラインミーティングを含む)を必要とし、初年度分の会費の納入(ジュニア会員を除く)後、役員会の承認を経て正式入会とする。

(会費)

第11条 会員は、入会金及び会費を納めなければならない。

第12条 本会の入会金及び会費は次のとおりとする。

入会金 無料
年会費 神奈川県内会員 3000円
神奈川県を除く1エリア会員 2000円
他エリア会員 1000円
準会員 200円
ジュニア会員 無料

- 2 年度途中に入会した場合の会費は、入会月の翌月から年度末までの月数に300円（神奈川県を除く1エリア会員は200円、他エリア会員は100円）を乗じた額を入会時に納めることとする。ただしこの額が年会費を超える場合は、年会費とする。
- 3 準会員は、年度末までの月数が6ヶ月未満の場合は100円、6ヶ月以上の場合は、200円を入会時に納めることとする。
- 4 ジュニア会員は年度の更新の都度、会費の納入に代わり役員による継続の意思確認を行うこととする。なお、決められた期限までに回答がない場合には会員資格を失うこととする。

（会員資格の喪失）

第13条 会員は次の事由によって、会員の資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

（退会）

第14条 会員が退会するときは、退会届（様式2）を提出しなければならない。

2 会費を6ヶ月以上滞納した会員は、退会したものとみなす。

（除名）

第15条 会員が次の各号に該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 電波法に違反した行為を行い、無線局の免許又は無線従事者の免許の取消等の処分を受けたとき。

(2) 電波法第79条による取扱いを受けたとき。

(3) 会の趣旨および会の名誉を著しく損ねる行為があったと役員会で決定したとき。

第4章 役員

（役員の数及び選任）

第16条 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長1名、事務局長1名、理事3名以内、監事1名

2 役員を選任は、総会の決議を経て選任する。

（役員職務）

第17条 会長は本会を代表し、本会の活動を掌理統括する。

2 会長は、総会、役員会を召集してその議長を指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のとき、その職務を行う。

4 事務局長は、クラブ内の事務的活動を行う。

5 理事は、本会の活動を実施する。

6 監事は、活動年度終了時に決算報告書を監査する。

（役員任期）

第18条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、同一役職への就任は、連続2期（上

限4年間)までとする。

2 補充された役員の任期は、前役員の残任期間とする。

3 やむを得ない事情により役員の任期期限の日を超えてなお次期役員が決定しない場合は、後任が決定するまでの間、第1項の定めにかかわらず前期に当該役職にあった役員が引き続きその職務を代行する。

なお、この場合の後任に選出される役員の第1項に定める同一の役職への就任期間の始期は、前任者の任期期限の日の翌日4月1日とみなすこととする。

(退任)

第19条 役員が任期中に退任するときは、役員会の承認を受けなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第20条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第21条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、原則、毎年4月に開催する。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開くことができる。

(総会の招集)

第22条 会長は、総会を召集するときは、会議の日の15日前までに、日時・場所及び会議の目的を示し会員に通知しなければならない。

(総会の附議事項)

第23条 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画及び予算
- (2) 活動報告及び決算
- (3) 役員の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 入会金、会費に関する事項
- (6) 解散
- (7) 会員の除名
- (8) その他重要な事項

(決議方法)

第24条 総会は会員の2分の1以上の出席を、役員会は役員の4分の3以上の出席をもって成立する。なお、総会においては、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。

第25条 総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合には議長の決するところによる。

第26条 定款の変更及び解散の決議は、前条の規定にかかわらず出席会員の4分の3以上をもって議決しなければならない。

(役員会)

第27条 役員会は役員をもって組織し、本会の活動の実施に必要な事項を審議するために適宜開催する。

2 役員会の決議は、全役員の過半数をもって行い、可否同数の場合には会長の決するところによる。

第6章 会計

(予算)

第28条 本会の予算は、通常総会の承認を受けなければならない。

第29条 (削除)

第7章 補足

(会員への連絡)

第30条 各会員への本会からの連絡は、電子メールまたは SNS を使用して実施するものとする。

(報告義務)

第31条 各会員は転居・メールアドレス変更などの理由で、連絡先の変更が生じた場合は、遅滞なく事務局長あて報告することとする。会員がこの報告を怠ったために、本会から不利益を被った場合は、その責任を本会は一切負わない。

附則

この定款は、1985年1月13日より施行する。

附則

この定款は、1994年4月10日より施行する。

附則

この定款は、2005年4月10日より施行する。

附則

この定款は、2013年5月4日より施行する。

附則

この定款は、2016年1月30日より施行する。

附則

この定款は、2016年9月18日より施行する。

附則(2020年3月31日)

- 1 この定款の一部改正は、2020年4月1日から実施する。
- 2 2020年度に就任する役員の前18条第1項に定める同一の役職の就任期間の始期は、2020年4月1日からとする。

附則

この定款は、2021年4月14日より施行する。

附則

この定款は、2024年4月21日より施行する。